

認定実務実習指導薬剤師の更新申請について

令和3年12月3日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

更新認定の更新講座の受講について、一般社団法人薬学教育協議会が開催する、いわゆるアドバンスワークショップ(AWS)のうち、認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領11.(1)③に規定する更新講習を受講したものとみなせるもので、平成28年4月1日より平成30年12月31日までに実施したAWSの修了証の有効期間は令和3年12月31日です。更新申請条件に合致する方で、この修了証を更新講習の受講証として更新申請される方は、かならず令和3年12月31日(消印有効)までに更新申請書類を提出してください。令和4年1月1日以降、修了証の有効期間が切れているものは無効となり、更新申請には使用できません。

なお、更新申請受付期間を認定の有効期間が終了する日の6か月前からとしていますので、認定期限が2022年3月31日の方も12月中に申請できます。